

さいたま地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消請求事件

国側当事者・国(上尾税務署長)

令和6年12月11日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	鈴木 馨祐
処分行政庁	上尾税務署長
	傳川 和広
被告指定代理人	加藤 憲田郎
同	梶間 恭平
同	澤口 将洋
同	宮地 孝一
同	大須賀 謙輔
同	鈴木 美希

主 文

- 1 本件訴えのうち、次の(1)ないし(5)の各部分の取消しを求める部分をいずれも却下する。
 - (1) 別紙1の番号1の更正処分のうち、総所得金額44万0288円、納付すべき税額マイナス18万3872円を超えない部分
 - (2) 別紙1の番号2の更正処分のうち、総所得金額70万4665円、納付すべき税額マイナス16万1424円を超えない部分
 - (3) 別紙1の番号3の更正処分のうち、総所得金額マイナス14万7296円、納付すべき税額マイナス15万3451円を超えない部分
 - (4) 別紙1の番号4の更正処分のうち、総所得金額64万1319円、納付すべき税額マイナス16万3910円を超えない部分
 - (5) 別紙1の番号5の更正処分のうち、総所得金額121万9408円、納付すべき税額マイナス21万3766円を超えない部分
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 別紙1の番号1の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 別紙1の番号2の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 別紙1の番号3の更正処分を取り消す。
- 4 別紙1の番号4の更正処分を取り消す。

- 5 別紙1の番号5の更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 6 被告は、原告に対し、37万0800円に対する令和4年3月18日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

原告が、平成28年分ないし令和2年分（以下「本件各年分」と総称する。）の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について、社会保険労務士として行った相談業務（以下「本件業務」という。）から生じた所得は事業所得に該当するとの前提に立って他の所得金額と損益通算する内容の確定申告をしたのに対し、上尾税務署長（処分行政庁）は、本件業務から生じた所得は事業所得には該当せず、雑所得に該当するから、上記損益通算はできないなどとして、別紙1の番号1ないし5の各処分（以下「本件各処分」と総称し、個別には各年に対応させて「平成28年分更正処分」ないし「令和2年分更正処分」、「平成28年分賦課決定処分」、「平成29年分賦課決定処分」及び「令和2年分賦課決定処分」という。）をした。

本件は、原告が、①本件業務から生じた所得は雑所得ではなく事業所得に該当する、②本件各処分の前提となる調査（以下「本件調査」と総称する。）に本件各処分の取消原因となる瑕疵があった、③本件各処分の理由の付記に不備があったから、本件各処分は違法であると主張して、被告に対し、その取消しを求めるとともに、原告が本件各処分に従って令和4年3月18日に納付した37万0800円につき、上記取消しがされたときは債務不履行となると主張して、同金員に対する令和4年3月18日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

なお、関係法令の定めは別紙2に記載のとおりである。

1 前提事実

- (1) 原告は、埼玉県社会保険労務士会に登録している社会保険労務士である（乙4）。
- (2) 原告は、平成18年分以降の所得税の申告について青色申告の承認を受けていたところ（乙5）、本件各年分の所得税等につき、本件業務から生じた所得は事業所得に該当するとの前提に立って、別表1-1ないし1-5の各「確定申告」欄記載のとおり、いずれも法定申告期限までに確定申告をした（甲5の2、3、8、9、14、15、20、21、26及び27枚目）。
- (3) 処分行政庁は、遅くとも令和3年10月1日以降、本件調査を実施した結果、本件業務から生じた所得は事業所得には該当せず、雑所得に該当すると判断して、令和4年3月7日付けで、別表1-1ないし1-5の各「更正処分等」欄記載のとおり本件各処分を行った（甲6）。

本件各処分の根拠は別紙3に記載のとおりである。

- (4) 原告は、令和4年5月6日、本件各処分を不服として再調査の請求を行ったが、再調査審理庁（上尾税務署長）から、同年6月22日付けで再調査の請求をいずれも棄却する旨の決定を受け（甲1）、同年7月15日、本件各処分を不服として審査請求をしたが、国税不服審判所長から、令和5年6月16日付けで審査請求をいずれも棄却する旨の裁決を受けた（甲2）。
- (5) 原告は、令和5年12月5日、本件訴訟を提起した（記録上明らかな事実）。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件訴えのうち、平成28年分更正処分ないし令和2年分更正処分の取消しを求める部分の適法性

(原告の主張)

本件訴えのうち、平成28年分更正処分ないし令和2年分更正処分の取消しを求める部分は適法である。

原告が本件各年分の所得税等について納めた税額は0円であって、自ら納税義務を確定させた部分は存在しない。

(被告の主張)

原告の上記主張は争う。

納税者が、国税通則法23条に規定する更正の請求の手続を経ることなく、自己の確定申告書に記載した金額が高額に過ぎるなどとして、更正処分のうち申告に係る納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き、不適法なものとして却下されるべきであり、本件でも、原告は本件各年分の各確定申告のいずれについても更正の請求をしていないから、平成28年分更正処分ないし令和2年分更正処分のうち、原告自らが上記各確定申告により確定させた納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠き、不適法である。

(2) 本件業務から生じた所得は事業所得又は雑所得のいずれに該当するか

(被告の主張)

特定の経済的活動から生じた所得が事業所得又は雑所得のいずれに該当するかは、①営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無のほか、②自己の危険と計画による企画遂行性の有無、③当該経済的行為に費やした精神的・肉体的労力の有無、④人的、物的設備の有無、⑤当該経済的行為をなす資金の調達方法、⑥その者の職業、経歴、社会的地位及び生活状況並びに当該経済活動をすることにより相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が存するかどうか等の諸般の事情を総合的に検討して、社会通念に照らして判断すべきであるところ、次のアないしカの事情によると、本件業務から生じた所得は、社会通念に照らして事業所得に該当するとは認められず、その他の種類の所得にも該当しない以上、雑所得に該当する。

ア 原告の本件各年分における本件業務による収入額は多い年で30万円余り、少ない年では18万円であり、A保険事務所、株式会社B及び株式会社Cに勤務して得ていた毎年500万円前後の給与収入と比して著しく低額であるのに対し、本件業務に係る必要経費は多い年で340万円余り、少ない年でも240万円余りに及ぶ結果、毎年200万円超の損失が発生しており、本件業務の営利性は乏しい。

イ 原告は、本件業務について積極的な広報宣伝活動を行っていないし、本件業務に係る売上先がわかる書類や営業活動の内容を詳細に示す資料も作成していないから、企画遂行性は希薄である。

ウ 原告の説明によると、原告が本件業務に係る相談を受ける頻度は、月平均で2、3回程度、多くとも5回程度であり、1回も相談を受けることがない月もあるし、原告は相談が1時間程度で終わるように調整していることからすれば、本件業務に係る精神的及び肉体的労力があつたとしても、その程度は軽微である。

エ 原告以外に本件業務に従事する者はおらず、人的設備はない。また、原告が事務所と称

している部屋は自宅1階の一室にすぎない上、原告の説明によると、事務所内で顧客からの相談を受けることはなかったから、原告が事務所と称している部屋は自宅の書斎の域を出るものではなく、本件事業のための物的設備の実体はない。

オ 上記アによると、原告は勤務先から得られる給与収入を主たる原資として本件業務に係る経費を支払っていた。

カ 上記アによると、原告の生計のための本業は勤務先での勤務であり、本件業務によって暮らしているとは認められず、本件業務は原告が本業のほかに片手間で行っている経済的活動にすぎない。また、原告が、本件業務に係る収支を改善する手段を講じていなかったから、本件業務から相当程度の期間安定した収益を得られる可能性は乏しかった。

(原告の主張)

被告の主張は否認し争う。次のアないしカの事情によると、本件業務から生じた所得は事業所得に該当する。

ア 原告は開業登録をして、12万円の年会費を支払いながら、10年以上社会保険労務士事務所を経営し続けている。

イ 原告は、1日の半分近くを本件業務の営業や講習会に費やすなど、本件業務に係る営業活動を積極的かつ継続的に行っており、通信費や水道光熱費等の経費も発生している上、ミスをすれば損害賠償請求をされる危険に常に立たされている。

ウ 本件業務に係る営業活動及び相談依頼に対する作業にはそれなりの精神的及び肉体的労力が必要になる。

エ 社会保険労務士が一人で事務所の経営に当たることは一般的であり、原告が事務所として使用している部屋は広さや什器の充実さ、応接室の存在等からして本件業務のための事務所といえる。

オ 原告は、本件業務に関しては、給与収入を得ている勤務先とは全く関係なく活動しており、独立している。

カ 社会保険労務士は国家資格であり、確固たる社会的地位を得ている職業であるところ、原告は本件業務に係る営業活動を積極的かつ継続的に行い、社会保険労務士事務所を営みし続けており、本件業務は片手間な経済的活動というようなものではなく、相当程度の期間安定した収益を得られる可能性は十分にある。

(3) 本件調査に本件各処分の取消原因となる瑕疵があったか

(被告の主張)

調査手続の単なる瑕疵は更正処分に影響を及ぼさないものと解すべきであり、調査手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、その処分に取消原因があるものと解するのが相当であるところ、本件調査を担当した処分行政庁の職員（以下「本件職員」という。）は、原告に対し、国税通則法74条の9第1項に基づく実地調査の事前通知をした上で同調査を行い、同条4項に基づき平成28年分及び平成29年分についても調査対象とする旨を説明し、同法74条の11第2項に基づく調査結果の説明を行い、同条3項に基づく修正申告の勧奨を行っており、本件調査手続には令和3年11月19日に原告の本件各年分の所得税等について更正処分が行われた場合に発生する延滞税について本件職員が誤った説明をしたこと以外に瑕疵はないし、この誤った説明につ

いても、重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合には当たらないから、本件各処分は適法である。

(原告の主張)

被告の上記主張は否認し争う。本件調査には次のアないしエのとおり本件各処分の取消原因となる瑕疵があった。

ア 本件職員が、令和3年11月8日、原告と面接した際、原告から、今後の対応を検討し、その結果を述べる機会の要求を認める旨発言したのに、これを与えなかったのは、上記発言により成立した契約に関する債務不履行及び信義則（民法1条2項）違反である。

イ 本件職員が、令和3年11月19日、原告と面接した際に、前回の面接での修正勧奨に対して原告が更正を求める可能性を示したことに對し、そうであれば厳格に調査する旨発言したことは、原告が行政指導に従わなかったことに對して不利益を与えるものであり、行政手続法32条2項違反である。

ウ 本件職員が、令和3年11月19日、原告と面接した際に、更正の場合には平成28年分については5年分の延滞税がかかるなどと説明したことは、国税通則法61条に反する説明をすることで故意に更正ではなく修正申告をするよう誘導するものといえ、国家公務員法98条、99条違反であるし、同行為は脅迫罪（刑法222条）にも該当する。

エ 本件職員が、令和3年12月15日、必要もないのに、原告の勤務先に反面調査を実施し、顧客名簿等の写しを入手したことは、社会通念上相当な限度を超え、同職員の合理的な裁量を逸脱・濫用するものであって、国税通則法等に違反する。

(4) 本件各処分の理由の付記に不備があったか

(被告の主張)

帳簿書類の記載自体を否認することなしに更正する場合においては、更正の根拠を、処分行政庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜という理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものである限り、法の要求する更正理由の付記として欠けるところはないと解されるところ、平成28年分更正処分ないし令和2年分更正処分に係る通知書の「処分の理由」欄には、根拠法令である所得税法27条1項に規定する事業所得の意義についての法令解釈等を示し、原告の営む社会保険労務士業の態様、同業務に係る人的・物的設備並びに原告の職歴及び社会的地位に関する具体的な事実を摘示し、それらを総合して勘案した上で、同業務から生じた所得に係る所得区分が事業所得ではなく雑所得に該当すると判断した旨記載されており、上記の程度に平成28年分更正処分ないし令和2年分更正処分に係る判断過程が具体的に示されているといえるから、法の要求する更正の理由の付記として欠けるところはない。

(原告の主張)

被告の上記主張は否認し争う。平成28年分更正処分ないし令和2年分更正処分の理由付記には次のアないしウのような不備があった。

ア 処分理由として、社会保険労務士は一人で業務を行う者が多くいるのに人的設備がない旨指摘していること、本件業務に関する書類等を備え付けていたのにその備付けがないことを指摘していること、自宅建物に看板は存在しないのに存在する前提の言及があること、20年以上前に建てた建物を当時の使用目的と異なる目的で使用する事が記載されているが、これらの一部には虚偽が含まれているし、そのどこに事業所得該当性を否定する根

拠があるのかを示しておらず、恣意的な指摘である。

イ 本件職員は本件調査の手続の中で必要経費の算入割合について詳細な指摘をしていたのに、平成28年分更正処分ないし令和2年分更正処分において必要経費を全部算入したことについての理由が記載されていない。

ウ 事前通知を超えた部分に対しても更正処分等がされたのに、どのような非違の疑いがあるのか、処分がされたのかの理由が記載されていない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件訴えのうち、平成28年分更正処分ないし令和2年分更正処分の取消しを求める部分の適法性)について検討する。

申告納税方式によるものとされている所得税等の国税においては、納付すべき税額は、原則として納税者のする申告により確定し(国税通則法15条1項、16条1項1号、2項1号)、納税者が申告の内容を自己の利益に変更するためには、更正の請求(国税通則法23条)によらなければならないものとされている。そして、申告納税方式が採られている国税において、確定申告書に記載された事項の過誤の是正につき更正の請求という特別の制度が設けられたのは、課税標準等の決定については、最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限るものとするのが、租税債務を可及的速やかに確定させるべき国家財政上の要請に応ずるものであり、納税者に対しても過度の不利益を強いるおそれがないと考えられるからであると解される。このような更正の請求の制度の趣旨に照らせば、申告に係る納付すべき税額等を更正する処分を受けた納税者は、申告の過誤が客観的に明白かつ重大であって更正の請求以外に是正を許さないならば納税者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がない限り、当該更正処分のうち申告に係る納付すべき税額を超えない部分については、上記更正の請求の手続を経ない限り、取消訴訟において取消しを求めることはできないというべきである。

本件において、上記特段の事情があるとはうかがわれないから、本件訴えのうち、①平成28年分更正処分のうち、総所得金額44万0288円、納付すべき税額マイナス18万3872円を超えない部分、②平成29年分更正処分のうち、総所得金額70万4665円、納付すべき税額マイナス16万1424円を超えない部分、③平成30年分更正処分のうち、総所得金額マイナス14万7296円、納付すべき税額マイナス15万3451円を超えない部分、④令和元年分更正処分のうち、総所得金額64万1319円、納付すべき税額マイナス16万3910円を超えない部分、⑤令和2年分更正処分のうち、総所得金額121万9408円、納付すべき税額マイナス21万3766円を超えない部分の取消しを求める部分は、いずれも不適法である。

2 次に、争点(2)ないし争点(4)の検討の前提となる事実関係について、前提事実、証拠(甲3、4、8、乙6、7、11、12のほか後記各書証。ただし、後記認定に反する部分を除く。)及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

(1) 平成28年ないし令和2年当時における本件業務の具体的態様ないし原告の就労状況等は、次のようなものであった。

ア 本件業務は原告が年金や労務関係等の相談を受けるというものであって、その相談料は1時間1万円程度、簡単な書類作成の手伝い等があれば別途5000円程度請求しており、相談の相手方に事前におおよその金額を伝え、相談を受けた当日、現金で支払ってもらっ

ていた。相談を受ける場所は、カフェや相手方の自宅であり、原告の自宅と併設していた事務所で行うことはなかった。1回の相談時間は2時間となることもあったが、多くは1時間で終わらせるよう調整していた。相談を受ける頻度は月平均で二、三回であり、多ければ5回ほどある一方、少なければ1回もないこともあった。そのため、本件業務としては相談を受けている時間より、営業に充てている時間の方が長かった。相談を受ける相手方は、原告の勤務先の一つである有限会社A保険事務所（以下、単に「A保険事務所」という。）で知り合った個人が大半であった。

なお、原告が本件業務のために社会保険労務士会で行われる会議や研修に参加していたことを証明する書類はない。

イ 本件業務の売上げは少なく、原告の認識としても、相談内容が簡単で、社会保険労務士しかできないことをやっているわけではなかったから、顧客名簿や事件簿等は当初から作成されていなかった。

ウ 原告による本件業務の広告活動はタオルやカレンダーを配る程度であり、その営業活動としても、A保険事務所の顧客等に対し、平均して1日に一、二件（多くて四、五件）程度、厚生労働省が発行している社会保険関係のパンフレット等を使い、5分ないし10分程度行っていたが、実際には社会保険労務士である原告自身を紹介している程度であった。原告の名刺は、その表面にA保険事務所としての表示が、裏面に社会保険労務士としての表示がそれぞれあった。

エ 原告の自宅の事務所は、原告の父が保険事務所用も兼ねて建てた建物の1階部分を使用しており、原告は、同事務所で、A保険事務所の顧客に対し、社会保険労務士関係の営業の電話を掛けたり、相談相手からの疑問解消のために書籍を読んだり自分で学習したりし、その結果を相手方に伝えることを主にしていた。原告が社会保険労務士関係の書類を同事務所で作成することはほぼなかった。なお、原告は事務所に事務員を配置していなかった。

オ 本件業務の売上金額については、原告は領収書を作成しておらず、記憶も曖昧であったため、多めに計上するという方法で申告するにとどまっていた。

カ 本件業務に助成金に関する業務が含まれていなかったため、原告は、損害賠償を求められる可能性はないと考え、賠償責任保険には入っていなかった。

キ 原告はA保険事務所と雇用契約を締結しており、その契約書上の就業時間は午前9時から午後6時までであったが、実際に週にどの程度A保険事務所の業務を行うかは原告の裁量に任されており、副業に関する取り決めもなかった。原告にとって、A保険事務所の仕事は午前中で処理し得る程度の仕事量であった。

ク 原告が三つの勤務先から得ていた給与収入の合計額は次のとおりであり、原告はこれらの給与収入で生活費を賄っていた。

平成28年分	521万2578円
平成29年分	496万4428円
平成30年分	447万6284円
令和元年分	455万3396円
令和2年分	506万4932円

(2) 原告は、令和3年10月1日、本件職員から国税通則法74条の9第1項に基づく事前通知を受けた。この調査対象期間は平成30年分から令和2年分までとされていた。

原告は、同月15日、原告の自宅において実地調査を受け、本件業務の概要等を伝えたと
ころ、本件職員から、本件業務から生じた所得が事業所得と認められない可能性があること、
費用に家事費が含まれていることの指摘を受けた（乙6、7）。

- (3) 原告は、令和3年10月26日、本件職員から、電話で、調査対象期間の各年に多額の家事費が計上されており、事前通知事項以外の年分についても同様の非違が疑われるとして、平成28年分及び平成29年分も対象期間とすることを伝えられた。

これに対し、原告は、本件職員に対し、調査対象期間の拡大は納得できないと主張しつつ、経費のうち否認されるものの金額及び項目を詳しく教えてほしい旨述べた。

- (4) 原告は、令和3年11月8日、上尾税務署において本件職員と面接をした。原告は、その際、本件職員から、申告した経費のうち、費目ごとにどの程度の割合を経費として算入できるのかの説明を受けたが、いくつかの費目については納得していなかった（本件職員は、その頃、原告に対し、本件業務から生じた所得が事業所得ではなく雑所得として処理される可能性を示していた。また、原告と本件職員との会話は原告の自宅に「D保険事務所」との看板が設置されている前提で進められていた。）。

また、原告は、本件職員から、本件業務に係るものとはいえない家事関連費を経費に含めて申告することも国税通則法上の「非違」に当たるとの解釈を伝えられたことに対し、自分はそのように解釈していないからそれを前提とする修正申告を示されても応じられない、更正処分にしてほしい旨述べたなどしたが、現状提示された経費として算入できる割合を受け入れられるかどうか等も含めて、一度持ち帰って妻と相談する旨述べ、本件職員からもそのようにした方がよい旨の返答を得た。なお、原告は、上記面接中、本件職員に対し、上記割合を上げられないか再検討するよう求めていた。

- (5) 原告は、令和3年11月12日、本件職員から、電話で、本件業務の売上げに係る内訳を作成してほしい旨求められたが、曖昧な記憶でいい加減なものを作成するのが怖いなどとしてその作成を断った。

他方、原告は、本件職員に対し、今回の最低ラインが家事関連費の20%認容ということではよいかと尋ね、本件職員から、現状ではそうなっているが、調査中のことであり、確定ではない旨の返答を受けた。

- (6) 原告は、令和3年11月19日、上尾税務署において本件職員と面接をした。

原告は、その際、本件職員に対し、本件業務の売上先に関する資料等は作成できない旨改めて伝えるとともに、本件業務の顧客はA保険事務所の顧客が多かったことなどを伝えた。

また、原告は、本件職員から、前回の面接時に示した経費への算入割合を処分行政庁側が上げられなければ更正処分をしてもらうしかない旨の返答を原告から受けたと理解していた、更正処分の可能性がある以上、厳格に対応せざるを得ない、既に更正処分の可能性も踏まえて調査を進めており、現時点では前回の面接で示した割合での修正申告の提案はできない旨伝えられた。これに対し、原告は、処分行政庁側から一方的に約束を反故にされたと感じ、今後の協力はできない、更正処分にしてほしい旨伝えた。

なお、原告は、上記面接の際、本件職員から、延滞税について、修正申告であれば1年分にとどまるが、更正処分の場合は支払時までの分が発生する旨の誤った説明を受けたことがあった。もっとも、原告は、上記面接以降、延滞税を早く納めなければならないなどという発言をすることはあったが、修正申告に応ずるか更正処分を求めるかに当たって、これを殊

更気にしている様子はなかった。

(7) 本件職員は、令和3年12月15日、A保険事務所に対し、反面調査を行い、雇用契約書及び給与明細並びに出金確認票の写しの交付を受けたり、原告とA保険事務所との間の取引金額等の有無について回答を得たりした(乙10)。

(8) 原告は、令和4年1月13日、上尾税務署において本件職員と面接をした。

原告は、その際、本件職員に対し、原告の自宅にある前記の看板等については原告の父が設置してからそのままにしており、改修していないこと、本件業務の勧誘のために営業をした者についての名簿等はないこと、相談業務程度であれば社会保険労務士としての法定帳簿にも記載する必要がないと理解していたから、初めから記載していなかったことなどを伝えた。

(9) 原告は、令和4年2月10日、本件職員から、電話で、国税通則法74条の11第2項に基づく調査結果の説明、次いで同条3項に基づく修正申告の勧奨を受け、これに応じるか否か検討の時間が欲しい旨述べたものの、同月18日、本件職員に対し、電話で、同勧奨には応じられない旨回答するに至った。

(10) 処分行政庁は、令和4年3月7日付けで、本件各処分を行った(前提事実(3))。

平成28年分更正処分に係る通知書に付記された処分理由は別紙4記載のとおりであり、平成29年分更正処分ないし令和2年分更正処分に係る通知書に付記された処分理由も、確定申告書の提出日、収入等の額等(ただし、平成30年分更正処分及び令和元年分更正処分に係る通知書にあっては、本件各賦課決定処分に係る記載がない一方、一部勤務先に係る給与所得の確定申告書への不記載に係る記載が追加されている。)を別とすれば、別紙4記載のものと同様であった。

3 争点(2)(本件業務から生じた所得は事業所得又は雑所得のいずれに該当するか)について検討する。

(1) 事業所得とは、所得税法27条1項ないし所得税法施行令63条に列举された事業から生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいい、より一般的には、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいうところ(最高裁昭和●●年(○○)第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁)、上記2で認定した事実によれば、本件各年分において、そもそも社会保険労務士法において作成や保存が義務付けられている帳簿は作成されておらず、総勘定元帳等によっても、本件業務による個別の売上金額がいくらであったか、その相手方が誰であったかを確認することができない以上、そもそも本件各年分として申告された売上金額が正確であるか定かでない上、仮に正確であるとしても、本件業務においては、その売上金額に比して著しく多額の経費を要しており、営利性が極めて乏しいといわざるを得ず、また営業活動や広告活動もA保険事務所の顧客に対するものが大半でその効果は限定的であり、業務拡大、収益改善のための取組みもあまり見られず、原告はA保険事務所を始めとする勤務先からの給与所得によって十分生活できる程度の所得を得ており、むしろ、かかる給与所得によって本件業務の経費の大半を補填していたこと等を踏まえれば、本件業務は営業面でも経理面でも事業実態に乏しい空疎なものであって、それ自体で安定的な収益を発生させるような独立した業務とは評価できない。

したがって、本件業務から生じた所得は事業所得には該当しないというべきである。

- (2) 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう（所得税法35条1項）ところ、本件業務から生じた所得が雑所得を除くその他の種類の所得のいずれにも該当しないことは明らかであるから、本件業務から生じた所得は雑所得に該当するというべきである。

4 争点（3）（本件調査に本件各処分の取消原因となる瑕疵があったか）について検討する。

- (1) 所得税に関する更正は調査により行うものとされ（国税通則法24条）、税務調査の手続は、広い意味では租税確定手続の一環をなすものであるが、租税の公平、確実な賦課徴収のため課税庁が課税要件の内容をなす具体的事実の存否を調査する手段として認められた手続であって、当該調査により課税標準の存在が認められる限り課税庁としては課税処分をしなければならないのであり、また、更正処分の取消訴訟においては客観的な課税標準の有無が争われ、これについて完全な審査がされるのであるから、調査手続の単なる瑕疵は更正処分に影響を及ぼさないものと解すべきであり、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、その処分に取消原因があるものと解するのが相当である。

- (2) 上記2で認定したとおり、処分行政庁は、本件調査に当たって、反面調査を含め、本件職員をして基本的には所定の手続を必要かつ相当な範囲で履践させていたものと認められ、わずかに瑕疵といえるのは令和3年11月19日の面接の際に本件職員が原告に対して延滞税について誤った説明をした点に限られる。

そして、この誤った説明の影響ないし程度としては、原告が延滞税のことはあまり気にかけることなく修正申告には応じられないとの意思決定をしたことに照らせば、比較的限定的なものにとどまっていたといえることができるのであって、少なくとも調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反する、社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなどと評価することはできず、原告の主張する信義則違反、行政手続法32条2項違反、裁量の逸脱・濫用があったなどということもできない。

- (3) したがって、本件調査に本件各処分の取消原因となる瑕疵があったとはいえないというべきである。

5 争点（4）（本件各処分の理由の付記に不備があったか）について検討する。

- (1) 所得税法155条2項が青色申告書に係る年分の所得税の総所得金額等について更正をする場合に更正通知書に更正の理由を付記すべき旨を規定しているのは、同法が、青色申告制度を採用し、青色申告書に係る所得の金額の計算については、当該計算が法定の帳簿書類による正当な記載に基づくものである以上、当該記載を無視して更正されることがないことを納税者に保障した趣旨に鑑み、更正をする処分行政庁の判断の慎重さや合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、更正の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与える趣旨に出たものと解される（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617頁、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同54年4月19日第一小法廷判決・民集33巻3号379頁参照）。

そして、帳簿書類の記載自体を否認することなく更正をする場合においては、更正通知書記載の更正の理由が、更正の根拠を前記の処分行政庁の恣意抑制及び不服申立ての便宜とい

う理由付記の制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示するものである限り、所得税法の要求する更正の理由の付記として欠けるところはないと解するのが相当である（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同60年4月23日第三小法廷判決・民集39巻3号850頁参照）。

（2）これを本件について見ると、平成28年分更正処分に係る通知書に付記された処分理由は別紙4記載のとおりであり、平成29年分更正処分ないし令和2年分更正処分に係る通知書に付記された処分理由もこれと同様のものではあったところ、いずれも処分理由として、事業所得がどのようなものかを説明した上、処分行政庁が本件業務の態様、本件業務に係る人的・物的設備、原告の経歴・社会的地位等について認定した具体的な事実を指摘して、それらによれば本件業務から生じた所得が事業所得に該当するとはいえないこと、そして本件業務から生じた所得は雑所得に該当することになること、申告されていた必要経費は当年分の雑所得に係る必要経費に算入されること等が記載されており、上記理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に具体的に明示されているものと認められ、本件全証拠によっても、この認定を覆すに足りる事情はうかがわれない。

（3）したがって、本件各処分の理由の付記に不備があったとはいえないというべきである。

6 以上と異なり、原告が種々主張するところは、上記で認定、判示したところに照らして、いずれも採用することができない。

第4 結論

以上によれば、本件訴えのうち、平成28年分更正処分ないし令和2年分更正処分中、主文第1項（1）ないし（5）記載の各部分の取消しを求める部分はいずれも不適法であるから、これを却下し、原告のその余の請求は、上記取消しがされたことを前提とする金銭請求（請求第6項）を含め、いずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 田中 秀幸

裁判官 中島 朋宏

裁判官 丸山 智大

(別紙1)

1 上尾税務署長が令和4年3月7日付けで原告に対してした平成28年分の所得
税及び復興特別所得税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分

5 2 上尾税務署長が令和4年3月7日付けで原告に対してした平成29年分の所
得税及び復興特別所得税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分

3 上尾税務署長が令和4年3月7日付けで原告に対してした平成30年分の所
得税及び復興特別所得税に係る更正処分

4 上尾税務署長が令和4年3月7日付けで原告に対してした令和元年分の所得
税及び復興特別所得税に係る更正処分

10 5 上尾税務署長が令和4年3月7日付けで原告に対してした令和2年分の所得
税及び復興特別所得税に係る更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分

(別紙2)

○国税通則法

(更正)

- 第二十四条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつたとき、その他
5 当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例)

- 10 第六十一条 修正申告書〔中略〕の提出又は更正〔中略〕があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申告書の提出又は更正により納付すべき国税については、前条第二項に規定する期間から当該各号に定める期間を控除して、同項の規定を適用する。
- 一 その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法定申告期限から一年を経過する日後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正
15 通知書が発せられたとき その法定申告期限から一年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が発せられた日までの期間

〔以下省略〕

(過少申告加算税)〔ただし、令和4年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。〕

- 20 第六十五条 期限内申告書(還付請求申告書を含む。第三項において同じ。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合(修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調
25 査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合)を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

〔以下省略〕

（納税義務者に対する調査の事前通知等）

第七十四条の九 税務署長等（国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。以下第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。）は、国税庁等又は税関の当該職員（以下同条までにおいて「当該職員」という。）に納税義務者に対し実地の調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うもの又は国際観光旅客税について行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）において第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

〔2項3項 省略〕

4 第一項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

〔以下省略〕

(調査の終了の際の手続)

第七十四条の十一

〔1項 省略〕

5 2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

3 前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税
10 義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

〔以下省略〕

○所得税法

15 (事業所得)

第二十七条 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額と
20 する。

(雑所得)

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

25 2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

〔以下省略〕

5 （損益通算）

第六十九条 総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。

〔以下省略〕

10

（青色申告書に係る更正）

第百五十五条

〔1項 省略〕

2 税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第一号に規定する事由のみに基因するものを除く。）をする場合には、その更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

15

○所得税法施行令

20 （事業の範囲）

第六十三条 法第二十七条第一項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。）とする。

一 農業

二 林業及び狩猟業

25 三 漁業及び水産養殖業

四 鉱業（土石採取業を含む。）

五 建設業

六 製造業

七 卸売業及び小売業（飲食店業及び料理店業を含む。）

八 金融業及び保険業

5 九 不動産業

十 運輸通信業（倉庫業を含む。）

十一 医療保健業、著述業その他のサービス業

十二 前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業

以 上

別紙 3

第10 本件各更正処分の根拠

1 本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各年分に係る所得税等の納付すべき税額等は、それぞれ次に述べるとおりである。

(1) 平成28年分

ア 総所得金額(別表3-1・①) 362万9600円

上記金額は、原告の平成28年分の総所得金額であり、次の(ア)及び(イ)の金額の合計である。

(ア) 給与所得の金額(別表3-1・③) 362万9600円

上記金額は、原告が平成28年分の確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である(甲5・2枚目「⑥」欄)。

(イ) 雑所得の金額(別表3-1・④) 0円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した後の金額(雑所得の損失の金額)である。

ただし、雑所得の損失の金額318万9312円は、所得税法69条1項の規定により総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算す

る場合において、これを他の各種所得の金額から控除することができないため、原告の雑所得の金額は0円となる。

a 収入金額 24万1580円

上記金額は、別表2-1の平成28年分の「売上金額」欄の金額と同額である(甲5・4枚目「①」欄)。

b 必要経費 343万0892円

上記金額は、別表2-1の平成28年分の「必要経費の合計」欄の金額と同額である(甲5・4枚目「⑫」欄)。

イ 所得控除の額の合計額(別表3-1・⑤) 180万6226円

上記金額は、次の(ア)の金額ないし(オ)の金額の合計額である。

(7) 医療費控除(別表3-1・⑥) 17万0366円

上記の金額は、所得税法73条(医療費控除)の規定に基づき、原告が平成28年中に支払った医療費の金額の合計額27万0366円(甲5・3枚目)から原告の平成28年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(前記アの金額362万9600円)の100分の5に相当する金額(当該金額が10万円を超えることから、同金額は10万円となる。)を控除した金額である。

(イ) 社会保険料控除(別表3-1・⑦) 52万9860円

上記金額は、原告が平成28年分の確定申告書に記載した社会保険料控除(甲5・2枚目⑭欄)と同額である。

(ロ) 生命保険料控除(別表3-1・⑧) 9万6000円

上記金額は、原告が平成28年分の確定申告書に記載した生命保険料控除(甲5・2枚目⑮欄)と同額である。

(ハ) 扶養控除(別表3-1・⑨) 63万円

上記金額は、原告が平成28年分の確定申告書に記載した扶養控除(甲5・2枚目⑯欄)と同額である。

(カ) 基礎控除(別表 3-1・⑩)

38万円

上記金額は、原告が平成28年分の確定申告書に記載した基礎控除(甲5・2枚目②欄)と同額である。

ウ 課税総所得金額(別表 3-1・⑪)

182万3000円

上記金額は、所得税法89条(税率)2項の規定に基づき、前記アの金額362万9600円から前記イの金額180万6226円を控除した金額(ただし、通則法118条(国税の課税標準の端数計算等)1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)ないし(5)において同じ。)である。

エ 納付すべき税額(別表 3-1・⑮)

△9万0808円

上記金額は、次の(ア)の金額9万1150円に、次の(イ)の金額1914円を加算し、次の(ウ)の金額18万3872円を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額(別表 3-1・⑫)

9万1150円

上記金額は、前記ウの金額182万3000円に、所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 復興特別所得税額(別表 3-1・⑬)

1914円

上記金額は、前記(ア)の金額9万1150円に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)13条(個人に係る復興特別所得税の税率)に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額(別表 3-1・⑭)

18万3872円

上記金額は、原告が平成28年分の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲5・2枚目「④」欄)。

(2) 平成29年分

ア 総所得金額(別表 3-2・①)

343万1200円

上記金額は、原告の平成29年分の総所得金額であり、次の(ア)及び(イ)

の金額の合計である。

(7) 給与所得の金額(別表3-2・③) 343万1200円

上記金額は、原告が平成29年分の確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である(甲5・8枚目「⑥」欄)。

(4) 雑所得の金額(別表3-2・④) 0円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した後の金額(雑所得の損失の金額)である。

ただし、雑所得の損失の金額272万6535円は、所得税法69条1項の規定により総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、これを他の各種所得の金額から控除することができないため、原告の雑所得の金額は0円となる。

a 収入金額 21万1300円

上記金額は、別表2-1の平成29年分の「売上金額」欄の金額と同額である(甲5・10枚目「①」欄)。

b 必要経費 293万7835円

上記金額は、別表2-1の平成29年分の「必要経費の合計」欄の金額と同額である(甲5・10枚目「⑫」欄)。

イ 所得控除の額の合計額(別表3-2・⑤) 224万1285円

上記金額は、次の(7)の金額ないし(8)の金額の合計額である。

(7) 医療費控除(別表3-2・⑥) 57万5625円

上記の金額は、所得税法73条の規定に基づき、原告が平成29年中に支払った医療費の金額の合計額67万5625円(甲5・9枚目)から原告の平成29年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(前記アの金額343万1200円)の100分の5に相当する金額(当該金額が10万円を超えることから、同金額は10万円となる。)を控除した金額である。

(イ) 社会保険料控除(別表 3-2・⑦) 55万9660円

上記金額は、原告が平成29年分の確定申告書に記載した社会保険料控除(甲5・8枚目⑫欄)と同額である。

(ロ) 生命保険料控除(別表 3-2・⑧) 9万6000円

上記金額は、原告が平成29年分の確定申告書に記載した生命保険料控除(甲5・8枚目⑭欄)と同額である。

(ハ) 扶養控除(別表 3-2・⑨) 63万円

上記金額は、原告が平成29年分の確定申告書に記載した扶養控除(甲5・8枚目⑮欄)と同額である。

(ニ) 基礎控除(別表 3-2・⑩) 38万円

上記金額は、原告が平成29年分の確定申告書に記載した基礎控除(甲5・8枚目⑰欄)と同額である。

ウ 課税総所得金額(別表 3-2・⑪) 118万9000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、前記アの金額34.3万1200円から前記イの金額22.4万1285円を控除した金額である。

エ 納付すべき税額(別表 3-2・⑬) △10万0726円

上記金額は、次の(ア)の金額5万9450円に、次の(イ)の金額1248円を加算し、次の(ロ)の金額16万1424円を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額(別表 3-2・⑫) 5万9450円

上記金額は、前記ウの金額118万9000円に、所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 復興特別所得税額(別表 3-2・⑬) 1248円

上記金額は、前記(ア)の金額5万9450円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(ロ) 源泉徴収税額(別表 3-2・⑭) 16万1424円

(3) 平成30年分

304万0800円

(7) 給与所得の金額(別表 3-3・③)

304万0800円

a ^A 保険事務所からの給与収入の金額

410万6050円

b 株式会社 [REDACTED] からの給与収入の金額

13万7516円

c 株式会社 [REDACTED] からの給与収入の金額

23万27.18円

23

得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「収入金額」欄に記載した株式会社^Cからの給与収入の金額と同額である(甲5・15枚目)。

(イ) 雑所得の金額(別表3-3・④) 0円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した後の金額(雑所得の損失の金額)である。

ただし、雑所得の損失の金額289万0496円は、所得税法69条1項の規定により総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、これを他の各種所得の金額から控除することができないため、原告の雑所得の金額は0円となる。

a 収入金額 31万2000円

上記金額は、別表2-1の平成30年分の「売上金額」欄の金額と同額である(甲5・16枚目「①」欄)。

b 必要経費 320万2496円

上記金額は、別表2-1の平成30年分の「必要経費の合計」欄の金額と同額である(甲5・16枚目「⑫」欄)。

イ 所得控除の額の合計額(別表3-3・⑤) 221万2942円

上記金額は、次の(ア)の金額ないし(カ)の金額の合計額である。

(ア) 医療費控除(別表3-3・⑥) 19万5702円

上記の金額は、所得税法73条の規定に基づき、原告が平成30年中に支払った医療費の金額の合計額29万5702円(甲5・15枚目)から原告の平成30年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(前記アの金額304万0800円)の100分の5に相当する金額(当該金額が10万円を超えることから、同金額は10万円となる。)を控除した金額である。

(イ) 社会保険料控除(別表3-3・⑦) 60万1240円

上記金額は、原告が平成30年分の確定申告書に記載した社会保険料控除(甲5・14枚目⑫欄)と同額である。

(ウ) 生命保険料控除(別表3-3・⑧) 9万6000円

上記金額は、原告が平成30年分の確定申告書に記載した生命保険料控除(甲5・14枚目⑭欄)と同額である。

(イ) 配偶者特別控除(別表3-3・⑨) 31万円

上記金額は、原告の平成30年分の合計所得金額が90.0万円以下であること(前記ア)及び原告の配偶者の平成30年分の合計所得金額が92万0960円であることから、所得税法83条の2(配偶者特別控除)(平成30年法律第7号による改正前のもの。)第1項1号ロの規定に基づき算出した金額である。

(オ) 扶養控除(別表3-3・⑩) 63万円

上記金額は、原告が平成30年分の確定申告書に記載した扶養控除(甲5・14枚目⑮欄)と同額である。

(カ) 基礎控除(別表3-3・⑪) 38万円

上記金額は、原告が平成30年分の確定申告書に記載した基礎控除(甲5・14枚目⑯欄)と同額である。

ウ 課税総所得金額(別表3-3・⑫) 82万7000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、前記アの金額30.4万0800円から前記イの金額221万2942円を控除した金額である。

エ 納付すべき税額(別表3-3・⑬) △11万1233円

上記金額は、次の(ア)の金額4万1350円に、次の(イ)の金額868円を加算し、次の(ウ)の金額15万3451円を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額(別表3-3・⑬) 4万1350円

上記金額は、前記ウの金額82万7000円に、所得税法89条1項

に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(4) 復興特別所得税額(別表3-3・⑭) 868円

上記金額は、前記(7)の金額4万1350円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(7) 源泉徴収税額(別表3-3・⑮) 15万3451円

上記金額は、原告が平成30年分の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲5・14枚目「④」欄)。

(4) 令和元年分

ア 総所得金額(別表3-4・①) 310万1600円

上記金額は、原告の令和元年分の総所得金額であり、次の(ア)及び(イ)の金額の合計である。

(7) 給与所得の金額(別表3-4・③) 310万1600円

上記金額は、所得税法 28 条 4 項の規定に基づき、原告の平成 31 年及び令和元年中の給与等の収入金額(次の a ないし c の金額の合計額) 45 万 3396 円を所得税法別表五の給与等の金額として、同表により当該金額として求めた同表の給与所得控除後給与等の金額に相当する金額である。

a A 保険事務所からの給与収入の金額 419万7565円

上記金額は、原告が令和元年分の確定申告書の「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「収入金額」欄に記載した^A[REDACTED]保険事務所からの給与収入の金額と同額である(甲5・21枚目)。

b 株式会社 [REDACTED] からの給与収入の金額

14万4568円

上記金額は、原告が令和元年分の確定申告書の「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「収入金額」欄に記載し

た株式会社 ^B からの給与収入の金額と同額である
(甲5・21枚目)。

c 株式会社 ^C からの給与収入の金額

21万1263円

上記金額は、原告が令和元年分の確定申告書の「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「収入金額」欄に記載した株式会社 ^C からの給与収入の金額と同額である
(甲5・21枚目)。

(イ) 雑所得の金額(別表3-4・④) 0円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を控除した後の金額(雑所得の損失の金額)である。

ただし、雑所得の損失の金額217万5481円は、所得税法69条1項の規定により総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、これを他の各種所得の金額から控除することができないため、原告の雑所得の金額は0円となる。

a 収入金額 31万2000円

上記金額は、別表2-1の令和元年分の「売上金額」欄の金額と同額である(甲5・22枚目「①」欄)。

b 必要経費 248万7481円

上記金額は、別表2-1の令和元年分の「必要経費の合計」欄の金額と同額である(甲5・22枚目「②」欄)。

イ 所得控除の額の合計額(別表3-4・⑤) 218万1816円

上記金額は、次の(ア)の金額ないし(カ)の金額の合計額である。

(ア) 医療費控除(別表3-4・⑥) 14万0636円

上記の金額は、所得税法73条の規定に基づき、原告が令和元年中に支払った医療費の金額の合計額24万0636円(甲5・21枚目)から

原告の令和元年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(前記アの金額310万1600円)の100分の5に相当する金額(当該金額が10万円を超えることから、同金額は10万円となる。)を控除した金額である。

(イ) 社会保険料控除(別表3-4・⑦) 55万5180円

上記金額は、原告が令和元年分の確定申告書に記載した社会保険料控除(甲5・20枚目⑩欄)と同額である。

(ロ) 生命保険料控除(別表3-4・⑧) 9万6000円

上記金額は、原告が令和元年分の確定申告書に記載した生命保険料控除(甲5・20枚目⑫欄)と同額である。

(ハ) 配偶者特別控除(別表3-4・⑨) 38万円

上記金額は、原告の令和元年分の合計所得金額が900万円以下であること(前記ア)及び原告の配偶者の令和元年分の合計所得金額が60万8610円であることから、所得税法83条の2(平成30年法律第7号による改正前のもの。)第1項1号イの規定に基づき算出した金額である。

(ニ) 扶養控除(別表3-4・⑩) 63万円

上記金額は、原告が令和元年分の確定申告書に記載した扶養控除(甲5・20枚目⑭欄)と同額である。

(ホ) 基礎控除(別表3-4・⑪) 38万円

上記金額は、原告が令和元年分の確定申告書に記載した基礎控除(甲5・20枚目⑯欄)と同額である。

ウ 課税総所得金額(別表3-4・⑫) 91万9000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、前記アの金額310万1600円から前記イの金額218万1816円を控除した金額である。

エ 納付すべき税額(別表 3-4・⑬) △ 11 万 6 9 9 6 円

上記金額は、次の(ア)の金額 4 万 5 9 5 0 円に、次の(イ)の金額 9 6 4 円を加算し、次の(ウ)の金額 1 6 万 3 9 1 0 円を控除した金額である。

(ア) 課税総所得金額に対する税額(別表 3-4・⑬) 4 万 5 9 5 0 円

上記金額は、前記ウの金額 9 1 万 9 0 0 0 円に、所得税法 8 9 条 1 項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 復興特別所得税額(別表 3-4・⑭) 9 6 4 円

上記金額は、前記(ア)の金額 4 万 5 9 5 0 円に復興財源確保法 1 3 条に規定する 1 0 0 分の 2. 1 の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額(別表 3-4・⑮) 1 6 万 3 9 1 0 円

上記金額は、原告が令和元年分の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲 5・20 枚目「④」欄)。

(5) 令和 2 年分

ア 総所得金額(別表 3-5・①) 3 6 1 万 1 2 0 0 円

上記金額は、原告の令和 2 年分の総所得金額であり、次の(ア)及び(イ)の金額の合計である。

(ア) 給与所得の金額(別表別表 3-5・③) 3 6 1 万 1 2 0 0 円

上記金額は、原告が令和 2 年分の確定申告書に記載した給与所得の金額と同額である(甲 5・26 枚目「⑥」欄)。

(イ) 雑所得の金額(別表 3-5・④) 0 円

上記金額は、次の a の金額から b の金額を控除した後の金額(雑所得の損失の金額)である。

ただし、雑所得の損失の金額 2 3 9 万 1 7 9 2 円は、所得税法 6 9 条 1 項の規定により総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、これを他の各種所得の金額から控除することができないため、原告の雑所得の金額は 0 円となる。

a 収入金額

18万円

上記金額は、別表2-1の令和2年分の「売上金額」欄の金額と同額である(甲5・28枚目「①」欄)。

b 必要経費

257万1792円

上記金額は、別表2-1の令和2年分の「必要経費の合計」欄の金額と同額である(甲5・28枚目「②」欄)。

イ 所得控除の額の合計額(別表3-5・⑤)

167万7088円

上記金額は、次の(7)の金額ないし(4)の金額の合計額である。

(7) 医療費控除(別表3-5・⑥)

14万1148円

上記の金額は、所得税法73条の規定に基づき、原告が令和2年中に支払った医療費の金額の合計額24万1148円(乙26)から原告の令和2年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(前記アの金額361万1200円)の100分の5に相当する金額(なお、当該金額が10万円を超えることから、同金額は10万円となる。)を控除した金額である。

(4) 社会保険料控除(別表3-5・⑦)

57万9940円

上記金額は、原告が令和2年分の確定申告書に記載した社会保険料控除(甲5・26枚目⑬欄)と同額である。

(4) 生命保険料控除(別表3-5・⑧)

9万6000円

上記金額は、原告が令和2年分の確定申告書に記載した生命保険料控除(甲5・26枚目⑮欄)と同額である。

(i) 配偶者特別控除(別表3-5・⑨)

38万円

上記金額は、原告の令和2年分の合計所得金額が900万円以下であること(前記ア)及び前記原告の配偶者の令和2年分の合計所得金額が74万6095円であることから、所得税法83条の2第1項1号イの規定に基づき算出した金額である。

(オ) 基礎控除(別表3-5・⑩) 48万円

上記金額は、原告が令和2年分の確定申告書に記載した基礎控除(甲5・26枚目②欄)と同額である。

ウ 課税総所得金額(別表3-5・⑪) 193万4000円

上記金額は、所得税法89条2項の規定に基づき、前記アの金額361万1200円から前記イの金額167万7088円を控除した金額である。

エ 納付すべき税額(別表3-5・⑮) △11万5036円

上記金額は、次の(ア)の金額9万6700円に、次の(イ)の金額2030円を加算し、次の(ウ)の金額21万3766円を控除した金額である。

(7) 課税総所得金額に対する税額(別表3-5・⑫) 9万6700円

上記金額は、前記ウの金額193万4000円に、所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(イ) 復興特別所得税額(別表3-5・⑬) 2030円

上記金額は、前記(7)の金額9万6700円に復興財源確保法13条に規定する100分の2.1の税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 源泉徴収税額(別表3-5・⑭) 21万3766円

上記金額は、原告が令和2年分の確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(甲5・26枚目「④」欄)。

2 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の納付すべき所得税等の金額は、それぞれ前記1のとおりであり、本件各更正処分における納付すべき金額(甲6・6、12、18、24及び30枚目の「⑥更正後の金額」欄の「所得税及び復興特別所得税確定納税額」の「還付金の額に相当する税額」(④)欄)とそれぞれ同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

第11 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

1 本件各賦課決定処分の根拠

前記第10の2で述べたとおり、本件各更正処分は適法であるところ、原告が本件各更正処分により新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実につき、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条(過少申告加算税)(令和4年法律第4号による改正前のもの。以下同じ。)4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、以下に述べるとおりである。

(1) 平成28年分(別表3-1・⑩) 9000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成28年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額9万円(甲6・6枚目の「◎増減(△印)差額」欄の「差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額」(④)欄。ただし、通則法118条3項及び復興財源確保法24条(課税標準の端数計算等)4項の規定に基づき1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)及び(3)において同じ。)に100分の10の割合を乗じて算定した金額である。

(2) 平成29年分(別表3-2・⑩) 6000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、平成29年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額6万円(甲6・12枚目の「◎増減(△印)差額」欄の「差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額」(④)欄)に100分の10の割合を乗じて算定した金額である。

(3) 令和2年分(別表3-5・⑩) 9000円

上記金額は、通則法65条1項の規定に基づき、令和2年分更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額9万円(甲6・30枚目の「◎増減(△印)差額」欄の「差引納付すべき税額又は減少(△印)する税額」(④)

欄)に100分の10の割合を乗じて算定した金額である。

2 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、それぞれ前記1のとおりであり、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額(甲6・6、12、30枚目「㊸更正後の額」欄の「過少申告加算税」の「加算税の額(㊸×㊹)」(㊺)欄)といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

別表 3 - 1 本訴における被告主張額 (平成 28 年分の所得税等)

(単位: 円)

区 分		金 額
総 所 得 金 額 (② + ③ + ④)		① 3,629,600
内 訳	事 業 所 得 の 金 額	② 0
	給 与 所 得 の 金 額	③ 3,629,600
	雑 所 得 の 金 額	④ 0
所得控除の合計額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		⑤ 1,806,226
内 訳	医 療 費 控 除	⑥ 170,366
	社 会 保 険 料 控 除	⑦ 529,860
	生 命 保 険 料 控 除	⑧ 96,000
	扶 養 控 除	⑨ 630,000
	基 礎 控 除	⑩ 380,000
課 税 総 所 得 金 額 (① - ⑤)		⑪ 1,823,000
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額		⑫ 91,150
復 興 特 別 所 得 税 額 (⑫ × 2.1 %)		⑬ 1,914
源 泉 徴 収 税 額		⑭ 183,872
納 付 す べ き 税 額 (⑫ + ⑬ - ⑭)		⑮ △ 90,808
過 少 申 告 加 算 税 の 額		⑯ 9,000

(注) 「課税総所得金額」⑪欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 3-2 本訴における被告主張額（平成 29 年分の所得税等）

(単位：円)

区 分		金 額
総 所 得 金 額 (② + ③ + ④)		① 3,431,200
内 訳	事 業 所 得 の 金 額	② 0
	給 与 所 得 の 金 額	③ 3,431,200
	雑 所 得 の 金 額	④ 0
所得控除の合計額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		⑤ 2,241,285
内 訳	医 療 費 控 除	⑥ 575,625
	社 会 保 険 料 控 除	⑦ 559,660
	生 命 保 険 料 控 除	⑧ 96,000
	扶 養 控 除	⑨ 630,000
	基 礎 控 除	⑩ 380,000
課 税 総 所 得 金 額 (① - ⑤)		⑪ 1,189,000
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額		⑫ 59,450
復 興 特 別 所 得 税 額 (⑫ × 2.1 %)		⑬ 1,248
源 泉 徴 収 税 額		⑭ 161,424
納 付 す べ き 税 額 (⑫ + ⑬ - ⑭)		⑮ △ 100,726
過 少 申 告 加 算 税 の 額		⑯ 6,000

(注) 「課税総所得金額」⑪欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 3-3 本訴における被告主張額（平成30年分の所得税等）

(単位：円)

区 分		金 額
総 所 得 金 額 (② + ③ + ④)		① 3,040,800
内 訳	事 業 所 得 の 金 額	② 0
	給 与 所 得 の 金 額	③ 3,040,800
	雑 所 得 の 金 額	④ 0
所得控除の合計額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		⑤ 2,212,942
内 訳	医 療 費 控 除	⑥ 195,702
	社 会 保 険 料 控 除	⑦ 601,240
	生 命 保 険 料 控 除	⑧ 96,000
	配 偶 者 特 別 控 除	⑨ 310,000
	扶 養 控 除	⑩ 630,000
	基 礎 控 除	⑪ 380,000
課 税 総 所 得 金 額 (① - ⑤)		⑫ 827,000
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額		⑬ 41,350
復 興 特 別 所 得 税 額 (⑬ × 2.1 %)		⑭ 868
源 泉 徴 収 税 額		⑮ 153,451
納 付 す べ き 税 額 (⑬ + ⑭ - ⑮)		⑯ △ 111,233
過 少 申 告 加 算 税 の 額		⑰

(注) 「課税総所得金額」⑫欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 3-4 本訴における被告主張額（令和元年分の所得税等）

（単位：円）

区 分		金 額
内 訳	総 所 得 金 額（②＋③＋④）	① 3,101,600
	事 業 所 得 の 金 額	② 0
	給 与 所 得 の 金 額	③ 3,101,600
	雑 所 得 の 金 額	④ 0
所得控除の合計額（⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩＋⑪）		⑤ 2,181,816
内 訳	医 療 費 控 除	⑥ 140,636
	社 会 保 険 料 控 除	⑦ 555,180
	生 命 保 険 料 控 除	⑧ 96,000
	配 偶 者 特 別 控 除	⑨ 380,000
	扶 養 控 除	⑩ 630,000
	基 礎 控 除	⑪ 380,000
課 税 総 所 得 金 額（①－⑤）		⑫ 919,000
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額		⑬ 45,950
復 興 特 別 所 得 税 額（⑬×2.1％）		⑭ 964
源 泉 徴 収 税 額		⑮ 163,910
納 付 す べ き 税 額（⑬＋⑭－⑮）		⑯ △ 116,996
過 少 申 告 加 算 税 の 額		⑰

（注）「課税総所得金額」⑫欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 3-5 本訴における被告主張額（令和2年分の所得税等）

（単位：円）

区 分		金 額
総 所 得 金 額 (② + ③ + ④)		① 3,611,200
内 訳	事 業 所 得 の 金 額	② 0
	給 与 所 得 の 金 額	③ 3,611,200
	雑 所 得 の 金 額	④ 0
所得控除の合計額 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩)		⑤ 1,677,088
内 訳	医 療 費 控 除	⑥ 141,148
	社 会 保 険 料 控 除	⑦ 579,940
	生 命 保 険 料 控 除	⑧ 96,000
	配 偶 者 特 別 控 除	⑨ 380,000
	基 礎 控 除	⑩ 480,000
課 税 総 所 得 金 額 (① - ⑤)		⑪ 1,934,000
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額		⑫ 96,700
復 興 特 別 所 得 税 額 (⑬ × 2.1 %)		⑬ 2,030
源 泉 徴 収 税 額		⑭ 213,766
納 付 す べ き 税 額 (⑫ + ⑬ - ⑭)		⑮ △ 115,036
過 少 申 告 加 算 税 の 額		⑯ 9,000

(注) 「課税総所得金額」⑪欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

別表 1-1 平成28年分の所得税等の課税処分等の経緯

(単位:円)

区 分		確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決	
年 月 日		平成29年1月31日	令和4年3月7日	令和4年5月6日	令和4年6月22日	令和4年7月15日	令和5年6月16日	
内 訳	総 所 得 金 額	①	440,288	3,629,600	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	②	△ 3,189,312	0				
	給与所得の金額	③	3,629,600	3,629,600				
	雑所得の金額	④	-	0				
所得控除の合計額		⑤	1,884,212	1,806,226				
内 訳	医療費控除	⑥	248,352	170,366				
	社会保険料控除	⑦	529,860	529,860				
	生命保険料控除	⑧	96,000	96,000				
	扶養控除	⑨	630,000	630,000				
	基礎控除	⑩	380,000	380,000				
課税総所得金額(①-⑤)		⑪	0	1,823,000				
課税総所得金額に対する税額		⑫	0	91,150				
所得税額から差し引かれる金額		⑬	-	-				
差 引 所 得 税 額		⑭	0	91,150				
復興特別所得税額(⑭×2.1%)		⑮	0	1,914				
所得税及び復興特別所得税の額(⑭+⑮)		⑯	0	93,064				
源泉徴収税額		⑰	183,872	183,872				
納付すべき税額		⑱	△ 183,872	△ 90,808				
過少申告加算税の額		⑲		9,000				

(注) 1 「課税総所得金額(①-⑤)」⑪欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法118条1項)。

2 「納付すべき税額」⑱欄の△印は、還付金の額に相当する金額である。

別表1-2 平成29年分の所得税等の課税処分等の経緯

(単位:円)

(単位:円)

区 分		確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決	
年 月 日		平成30年2月9日	令和4年3月7日	令和4年5月6日	令和4年6月22日	令和4年7月15日	令和5年6月16日	
内訳	総 所 得 金 額	①	704,665	3,431,200	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	②	△ 2,726,535	0				
	給与所得の金額	③	3,431,200	3,431,200				
	雑所得の金額	④	-	0				
所得控除の合計額		⑤	2,306,052	2,241,285				
内訳	医療費控除	⑥	640,392	575,625				
	社会保険料控除	⑦	559,660	559,660				
	生命保険料控除	⑧	96,000	96,000				
	扶 養 控 除	⑨	630,000	630,000				
	基 礎 控 除	⑩	380,000	380,000				
課税総所得金額(①-⑤)		⑪	0	1,189,000				
課税総所得金額に対する税額		⑫	0	59,450				
所得税額から差し引かれる金額		⑬	-	-				
差 引 所 得 税 額		⑭	0	59,450				
復興特別所得税額(⑭×2.1%)		⑮	0	1,248				
所得税及び復興特別所得税の額(⑭+⑮)		⑯	0	60,698				
源 泉 徴 収 税 額		⑰	161,424	161,424				
納 付 す べ き 税 額		⑱	△ 161,424	△ 100,726				
過少申告加算税の額		㉑		6,000				

(注) 1 「課税総所得金額(①-⑤)」⑪欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法118条1項)。

2 「納付すべき税額」⑱欄の△印は、還付金の額に相当する金額である。

別表 1-3 平成30年分の所得税等の課税処分等の経緯

(単位:円)

区 分		確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決	
年 月 日		平成31年2月4日	令和4年3月7日	令和4年5月6日	令和4年6月22日	令和4年7月15日	令和5年6月16日	
内 訳	総 所 得 金 額	①	△ 147,296	3,040,800	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	②	△ 2,890,496	0				
	給与所得の金額	③	2,743,200	3,040,800				
	雑所得の金額	④	-	0				
所得控除の合計額		⑤	2,002,942	2,212,942				
内 訳	医療費控除	⑥	295,702	195,702				
	社会保険料控除	⑦	601,240	601,240				
	生命保険料控除	⑧	96,000	96,000				
	配偶者特別控除	⑨	-	310,000				
	扶養控除	⑩	630,000	630,000				
	基礎控除	⑪	380,000	380,000				
	課税総所得金額(①-⑤)		⑫	0				
課税総所得金額に対する税額		⑬	0	41,350				
所得税額から差し引かれる金額		⑭	-	-				
差 引 所 得 税 額		⑮	0	41,350				
復興特別所得税額(⑮×2.1%)		⑯	0	868				
所得税及び復興特別所得税の額(⑮+⑯)		⑰	0	42,218				
源 泉 徴 収 税 額		⑱	153,451	153,451				
納 付 す べ き 税 額		⑲	△ 153,451	△ 111,233				
過少申告加算税の額		⑳		0				

※注) 1 「課税総所得金額(①-⑤)」⑫欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法118条1項)。

2 「納付すべき税額」⑲欄の△印は、還付金の額に相当する金額である。

別表 1-4 令和元年分の所得税等の課税処分等の経緯

(単位:円)

区 分		確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
年 月 日		令和2年2月3日	令和4年3月7日	令和4年5月6日	令和4年6月22日	令和4年7月15日	令和5年6月16日
内 訳	総 所 得 金 額	① 641,319	3,101,600	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事 業 所 得 の 金 額	② △ 2,175,481	0				
	給 与 所 得 の 金 額	③ 2,816,800	3,101,600				
	雑 所 得 の 金 額	④ -	0				
	所得控除の合計額	⑤ 1,869,751	2,181,816				
内 訳	医 療 費 控 除	⑥ 208,571	140,636				
	社会保険料控除	⑦ 555,180	555,180				
	生命保険料控除	⑧ 96,000	96,000				
	配偶者特別控除	⑨ -	380,000				
	扶 養 控 除	⑩ 630,000	630,000				
	基 礎 控 除	⑪ 380,000	380,000				
課税総所得金額(①-⑤)		⑫ 0	919,000				
課税総所得金額に対する税額		⑬ 0	45,950				
所得税額から差し引かれる金額		⑭ -	-				
差 引 所 得 税 額		⑮ 0	45,950				
復興特別所得税額(⑮×2.1%)		⑯ 0	964				
所得税及び復興特別所得税の額(⑮+⑯)		⑰ 0	46,914				
源泉徴収税額		⑱ 163,910	163,910				
納 付 す べ き 税 額		⑲ △ 163,910	△ 116,996				
過少申告加算税の額		⑳	0				

〔注〕 1 「課税総所得金額(①-⑤)」⑫欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法118条1項)。

2 「納付すべき税額」⑲欄の△印は、還付金の額に相当する金額である。

別表 1-5 令和2年分の所得税等の課税処分等の経緯

(単位:円)

区 分		確定申告	更正処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
年 月 日		令和3年2月1日	令和4年3月7日	令和4年5月6日	令和4年6月22日	令和4年7月15日	令和5年6月16日
内 訳	総 所 得 金 額 ①	1,219,408	3,611,200	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事 業 所 得 の 金 額 ②	△ 2,391,792	0				
	給 与 所 得 の 金 額 ③	3,611,200	3,611,200				
	雑 所 得 の 金 額 ④	-	0				
内 訳	所 得 控 除 の 合 計 額 ⑤	1,336,118	1,677,088				
	医 療 費 控 除 ⑥	180,178	141,148				
	社 会 保 険 料 控 除 ⑦	579,940	579,940				
	生 命 保 険 料 控 除 ⑧	96,000	96,000				
	配 偶 者 特 別 控 除 ⑨	-	380,000				
	基 礎 控 除 ⑩	480,000	480,000				
	課税総所得金額(①-⑤) ⑪	0	1,934,000				
内 訳	課税総所得金額に対する税額 ⑫	0	96,700				
	所得税額から差し引かれる金額 ⑬	-	-				
	差 引 所 得 税 額 ⑭	0	96,700				
	復興特別所得税額(⑭×2.1%) ⑮	0	2,030				
	所得税及び復興特別所得税の額(⑮+⑭) ⑯	0	98,730				
	源 泉 徴 収 税 額 ⑰	213,766	213,766				
	納 付 す べ き 税 額 ⑱	△ 213,766	△ 115,036				
	過 少 申 告 加 算 税 の 額 ⑲		9,000				

(注) 1 「課税総所得金額(①-⑤)」⑪欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てた後の金額である(通則法118条1項)。

2 「納付すべき税額」⑱欄の△印は、還付金の額に相当する金額である。

別表 2－1、2－2、別紙 4 省略